

令和2年度不正防止及び研究費におけるコンプライアンス研修

本研修会は、SDとして開催いたします。

主催： 公立大学法人九州歯科大学事務局
(総務課／学生支援・研究支援課)

文部科学省の予算の配分又は措置により行われる研究活動において不正行為が認定された事案(一覧)

【令和2年度】

番号	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に関与した者等(所属機関、部局等、職名)	不正行為の種別(捏造、改ざん、盗用等)	告発受理日	報告受理日
2020-01	工学院大学教授による研究活動上の不正行為(改ざん)の認定について	工学	工学院大学	工学院大学 工学部 教授	改ざん	平成31年3月6日	令和2年4月14日
2020-02	同志社大学元大学院生による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	社会学	同志社大学	同志社大学 大学院社会学研究科 元大学院生	盗用	平成30年9月13日、9月25日、平成31年1月23日	令和2年7月22日
2020-03	杏林大学准教授による研究活動上の不正行為(剽窃)の認定について	経営学	杏林大学	杏林大学 総合政策学部 准教授	剽窃	令和元年9月11日	令和2年9月28日
2020-04	同志社大学元大学院生による研究活動上の不正行為(盗用)の認定について	開発経済学	同志社大学	同志社大学 大学院グローバル・スタディーズ研究科 元大学院生	盗用	平成31年4月22日	令和2年10月23日
2020-05 (2017-08追加調査)	愛知学院大学元講師による研究活動上の不正行為(捏造等)の認定について	保存治療系歯学	愛知学院大学	愛知学院大学 歯学部元講師、薬学部准教授、歯学部元教授、歯学部教授、歯学部元准教授、歯学部講師、薬学部助教、歯学部元非常勤教員4名、歯学部元大学院生、歯学部元専科専攻生	捏造、不適切なオーサiership	(2017-08追加調査)	令和2年4月7日

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(概要)

～不正行為に対する研究者、研究機関の責任の観点から～

研究者(先生方, 大学院生)による対応が必要!

不正行為に関する基本的考え方

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

研究者の責任

【公正な研究】

- 科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行
- 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理
 - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
 - ・研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底

【研究成果の発表】

- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開
(研究成果の発表とは、その内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献)

【法令の遵守】

- 研究の実施にあたり、法令や関係規則の遵守

【不正行為疑惑への説明責任】

- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明

大学等の研究機関の責任

【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組の推進
 - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する規程・体制の整備・公表
 - ・実効的な取組推進(研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む)

【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
 - ・研究倫理教育の実施
 - ✓大学: 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
 - ✓大学等の研究機関: 研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
 - ✓配分機関: 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
 - ・一定期間の研究データの保存・開示の義務付け

【不正事案発生後の対応】

- 特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)の告発受付、事案調査、調査結果の公開
 - ・調査への第三者的視点の導入(外部有識者半数以上。利害関係者排除)
 - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
 - ・調査の専門性に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

違反に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限
(競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする)
- 組織内部規程に基づく処分

違反に対する措置

- 間接経費の削減
 - ・体制不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合、また、正当な理由なく調査が遅れた場合に措置

出典: 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

研究者の責任

【公正な研究】

- 科学研究は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行。
- 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理。
 - ・ 共同研究における個々の**研究者間の役割分担・責任の明確化**
 - ・ **研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底**

【研究成果の発表】

- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに公開（研究成果の発表とは、その内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献）。

【法令の遵守】

- 研究の実施にあたり、**法令や関係規則の遵守**。

【不正行為疑惑への説明責任】

- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、**自己の責任において科学的根拠を示し、説明する必要がある**。

違反に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限（競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする。）
- 組織内部規程に基づく処分。

【不正行為に関する基本的考え方】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。
- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。
- 今後は、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進

研究者の責任

【公正な研究】

- 科学研究の実施は社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、公正な研究活動を遂行
- 責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能とする研究管理
 - ・共同研究における個々の研究者間の役割分担・責任の明確化
 - ・研究データの適正な記録保存や厳正な取扱いの徹底

【研究成果の発表】

- 研究活動によって得られた成果を客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティへの公開
(研究成果の発表とは、その内容について研究者間相互の吟味・批判を受けることであり、これにより人類共通の知的資産の構築へ貢献)

【法令の遵守】

- 研究の実施にあたり、法令や関係規則の遵守

【不正行為疑惑への説明責任】

- 特定不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、自己の責任において科学的根拠を示し、説明

違反に対する措置

- 競争的資金等の返還、申請制限
(競争的資金等のみならず、運営費交付金等の基盤的経費により行われた研究活動の特定不正行為も対象とする)
- 組織内部規程に基づく処分

大学等の研究機関の責任

【組織としての責任体制の確立】

- 管理責任の明確化と不正行為を事前に防止する取組の推進
 - ・不正行為疑惑の調査手続きや方法等に関する規程・体制の整備・公表
 - ・実効的な取組推進(研究者間の役割分担・責任の明確化、代表研究者による研究成果確認、若手研究者へのメンター配置等を組織的に取組む)

【不正の事前防止に関する取組】

- 不正行為を抑止する環境整備
 - ・研究倫理教育の実施
 - ✓大学: 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底。学生への研究倫理教育を実施。
 - ✓大学等の研究機関: 研究倫理教育責任者の配置。広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施。
 - ✓配分機関: 競争的資金等により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育の受講を確実に確認。
 - ・一定期間の研究データの保存・開示の義務付け

【不正事案発生後の対応】

- 特定不正行為(捏造、改ざん、盗用)の告発受付、事案調査、調査結果の公開
 - ・調査への第三者的視点の導入(外部有識者半数以上。利害関係者排除)
 - ・各研究機関における調査期間の目安の設定
 - ・調査の専門性に関する不服申立ては調査委員を交代・追加等して審査

違反に対する措置

- 間接経費の削減
 - ・体制不備が認められた研究機関に「管理条件」を付し、その後、履行が認められない場合、また、正当な理由なく調査が遅れた場合に措置

本学の対応状況

(1) 特定不正行為及び不適切な行為について（捏造、改ざん、盗用）

- 「**ねつ造、改ざん、盗用**などの不正行為を行わず、加担しない」

（九州歯科大学研究者行動規範）

- 特定不正行為以外の「**論文の二重投稿**」や「**不適切なオーサーシップ**」などについても、文部科学省のガイドラインに基づき「研究活動上の不適切な行為」として禁止。

（九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程；平成28年9月1日改正28九歯大第64号通知文書）

※不適切なオーサーシップ(例)

- 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を著者として含める。
- 著者としての資格を有する者を除外する。

(2) 研究倫理教育の実施

- 本学に所属する**教員及び大学院生は受講を義務化**。（九州歯科大学研究倫理教育の実施に関する要領）
研究倫理教育プログラムについては、e-learningシステム「APRIN」を活用し、定期的に研究倫理教育を受講。（**※未受講者は必ず受講してください**）

(3) 規程等の整備状況

- 研究統括管理責任者及び研究倫理教育責任者の設置。
不正が発生した場合の調査委員会の設置及び一定期間の研究資料等の保管を義務付け。
（九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程）

本学の対応状況

(4) 研究データの保管について

「九州歯科大学における研究データの保存等に関する方針」 (平成28年9月1日改正28九歯大第64号通知)

①研究データ

・ 文書、数値データ、画像等の「資料」・実験試料、標本等の「試料」・装置

②保存方法

- ア 研究者等は、実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を**実験ノート等の形**で記録に残すこと
- イ 実験ノート等には、実験等の操作のログやデータ取得の条件等を、**後日の利用・検証に役立つように十分な情報**を記載し、かつ**事後の改変を許さない形**で作成すること
- ウ 実験ノート等は、研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならないこと

③保存期間

- ア 研究データのうち、実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後**10年間**とする
- イ 研究データ等のうち、「試料（実験試料、標本）」や「装置等」、「もの」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後**5年間**とする など 7

おわりに：

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

研究活動の不正行為に関する基本的考え方

【不正行為に対する基本姿勢】

- 研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為。個々の研究者はもとより、大学等の研究機関は、不正行為に対して厳しい姿勢で臨む必要。

【研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律】

- 不正に対する対応は、まずは研究者自らの規律、及び科学コミュニティ、大学等の研究機関の自律に基づく自浄作用としてなされなければならない。

【大学等の研究機関の管理責任】

- 上記に加えて、大学等の研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要。特に、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、不正行為を事前に防止する取組を推進。

令和2年度

九州歯科大学コンプライアンス研修

研究費におけるコンプライアンスについて

- コンプライアンス教育が必要な理由

国民の**貴重な税金**から公的研究費が賄われているにも関わらず、公的研究費の不正使用が多発していることから文部科学省は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改定しました。ガイドラインは定期的なコンプライアンス教育の実施を研究機関に求めているため令和2年度においても継続して実施をするものです。

- 今回の主な内容

- 1 研究費の不正使用に当たった事案の紹介
- 2 不正防止への取組の本学の実例
- 3 研究費ルール等について

1 研究費の不正使用に当たった事案の紹介

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数 (実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
201901	広島大学	平成26,29年度	謝金の架空請求(カラ謝金)	143,800円	1人	令和元年5月10日	広島大学における公的研究費の不正使用について (PDF:149KB)
201902	立教大学	平成27～30年度	カラ謝金、旅費の虚偽請求	906,810円	1人	令和元年6月28日	立教大学における公的研究費の不正使用について (PDF:267KB)
201903	大分大学	平成25～30年度	架空請求による目的外使用、故意による旅費の二重請求、カラ出張	1,021,670円	1人	令和元年7月11日	大分大学における公的研究費の不正使用について (PDF:152KB)
201904	広島大学、東京大学、人間文化研究機構	平成23～30年度	旅費の重複受給、旅費の虚偽請求	9,996,934円	1人	令和元年8月28日	広島大学、東京大学、人間文化研究機構における公的研究費の不正使用について (PDF:192KB)
201905	北海道大学	平成28年度	架空請求(カラ給与)	291,666円	1人	令和元年8月29日	北海道大学における公的研究費の不正使用について (PDF:165KB)
201906	熊本県立大学	平成29年度	架空請求(カラ給与)	25,830円	1人	令和元年10月30日	熊本県立大学における公的研究費の不正使用について (PDF:87KB)
201907	情報・システム研究機構	平成25～30年度	旅費の水増し請求、カラ出張、学会参加費の水増し請求、通信費の架空請求	1,324,120円	1人	令和元年12月9日	情報・システム研究機構における公的研究費の不正使用について (PDF:108KB)
201908	兵庫県立大学	平成30年度	目的外使用	330,261円	1人	令和2年3月9日	兵庫県立大学における公的研究費の不正使用について (PDF:108KB)
201909	京都大学	平成28～30年度	架空請求(カラ出張、カラ給与)、還流行為、補助金の目的外使用	788,820円	1人	令和2年1月30日	京都大学医学研究科における公的研究費の不正使用について(PDF:107KB)
201910	京都大学	平成28年度	不正な謝金の支出(カラ謝金ではない)	19,200円	1人	令和2年1月22日	京都大学文学研究科における公的研究費の不正使用について (PDF:97KB)
201911	東海大学	平成27年～30年度	旅費の重複受給による公的研究費等の目的外使用	185,240円	1人	令和2年3月31日	東海大学における公的研究費の不正使用について (PDF:86KB)
201912	京都大学	平成23年度～平成26年度	過大な支出、架空取引、目的外使用、入札妨害	506,697,056円	4人	令和2年3月31日	京都大学霊長類研究所における公的研究費の不正使用について (PDF:131KB)

「預け金」

架空の取引により研究機関に代金を支払わせ、業者に預け金（プール金）として管理させること。

「カラ謝金・給与、カラ出張」

意図して実態の伴わない作業謝金等を研究機関に支払わせること。

意図して実態の伴わない出張旅費を研究機関に支払わせること。

「旅費の重複受給・二重請求」

出張先機関からの旅費受給に加え、所属機関へ旅費を請求すること。

このような使用をすると

研究の為・私的使用問わず研究費の不正使用となります。また、本学の規程上、競争的資金や内部資金を問わず、研究費の不正使用と認定されます。内部監査や国税局の税務調査や会計検査院の实地調査で必ず発覚します。不正な使用は行わないようしてください。

2 不正防止への取組の本学の実例

(1) 研究費不正防止のため、事務局が実施する事項

- 研究費による契約について、全て検収を実施
- 研究費、競争的資金による発注を事務局において実施
- 内部監査の実施
- 納品物品、業務委託の成果物の事後検収の実施
- 高額備品等における事後の実態調査の実施
- 不正行為相談、通報窓口の設置（経営管理部総務課）
- 研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出
- 業者に対して研究費の不正使用防止に係る誓約書の提出依頼

(2) 令和2年度研究費不正防止への対応について

公立大学法人九州歯科大学における公的研究費の不正防止計画（以下「不正防止計画という。）に基づき行います。不正防止計画は九州歯科大学のホームページから「研究・産学連携」から見るすることができます。令和2年度は以下の点について重点的に対応します。

① 物品及び役務の検収・管理の確実な実施について

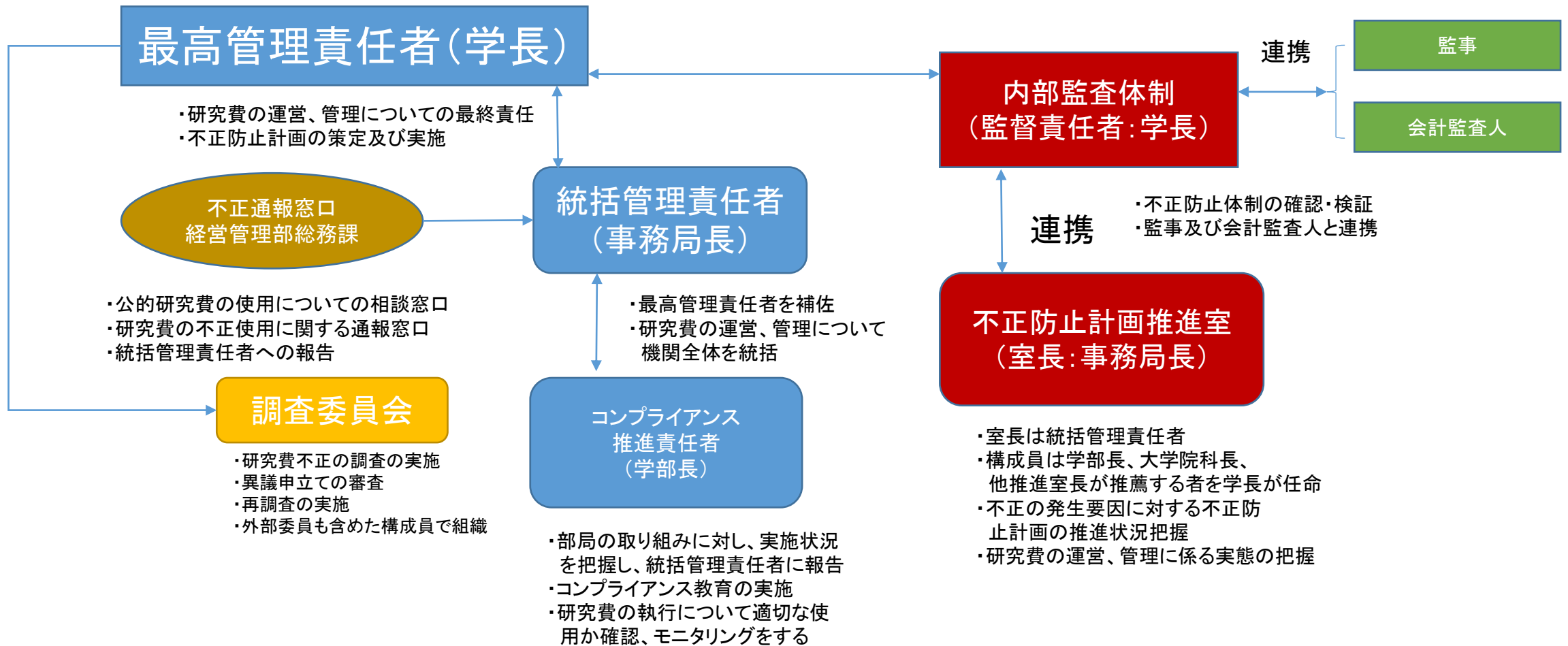
物品及び役務の検収は、発注単価5万円以上または発注総額50万円以上の物品並びに一回の業務単価が10万円以上の役務契約については、指定の発注書において事務職員が発注を行います。また、公的研究費により発注されたものについては、金額を問わず全て検収を行っています。発注を行う際は、必ず検収を受けるよう業者にお伝え下さい。

② 研究費の不正使用を防止する環境の醸成について

本法人における研究費の適正な管理・運営のためコンプライアンス説明会を実施し、研究者、事務職員の意識の高揚を図り、行動規範の内容等の理解を深める。原則として、研究費に携わる者についてはコンプライアンス説明会の受講を必須とする。

3 研究費ルール等について

(1) 九州歯科大学 研究費の責任体制



(2) 研究費の使用に関する行動規範について

公立大学法人九州歯科大学における研究費の使用に関する行動規範

平成27年3月25日制定

学術研究活動は、福岡県からの交付金及び国からの補助金並びに学生からの納付金など種々の財源から支えられていることから、本学は、本学で管理・執行する、競争的研究資金等を含むすべての研究費（以下「研究費」という。）を適正に管理運用することが、社会的責務として求められている。

研究費の不正使用は、本学のみならず、学術研究に対する福岡県民及び国民の信頼をも揺るがしかねない。

これらを踏まえ、本学の研究費の適正な管理運用を目的として、本学就業規則又は雇用規程により雇用される教職員（以下「教職員等」という。）が遵守すべき行動の規範をここに定める。

- 1 教職員等は、研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 教職員等は、研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
- 3 研究者は、研究計画に基づき、研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 教職員等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 教職員等は、研究費の使用に当たり取引業者との関係において福岡県民及び国民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 教職員等は、研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

(3) 本学の機関内の主な研究費執行に関するルール

以下については、研究費についての主なルールです。研究費の執行については、事務職員だけでなく、必ず**研究者及び研究補助員**についても、機関内のルールについて把握してください。

・ 会計のルール（基本）

公立大学法人九州歯科大学会計規程

公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則運用要綱

公立大学法人九州歯科大学契約事務取扱規則

公立大学法人九州歯科大学会計規程施行細則

・ 旅費のルール

公立大学法人九州歯科大学職員旅費規程

公立大学法人九州歯科大学職員旅費規程施行規則

・ 発注・検収のルール

公立大学法人九州歯科大学研究費関係検収要領

公的資金による発注と検収に関する方針

・ その他のルール

九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程

公立大学法人九州歯科大学共同研究に関する取扱規程

公立大学法人九州歯科大学受託研究に関する取扱規程

公立大学法人九州歯科大学奨学寄附金取扱規程

公立大学法人九州歯科大学奨学寄附金取扱細則

公立大学法人九州歯科大学決裁規則

公立大学法人九州歯科大学職員就業規則

公立大学法人九州歯科大学職員の懲戒等に関する規程

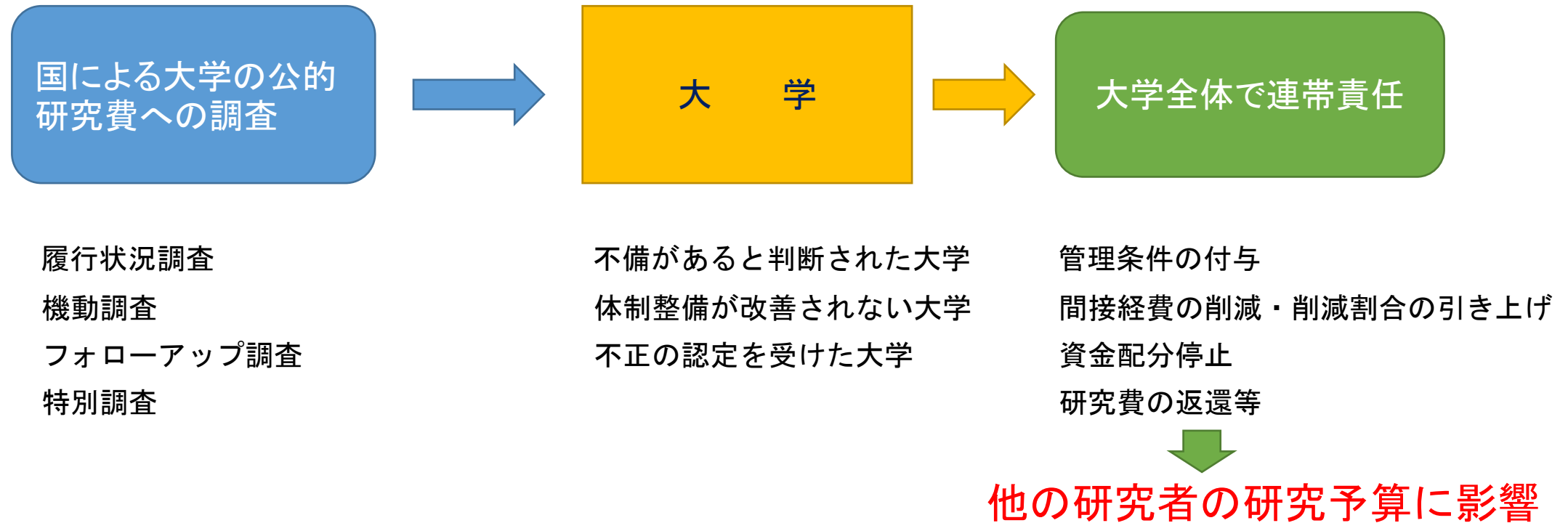
公立大学法人九州歯科大学職員の懲戒処分に関する細則

(4) 研究費の種類について

- ① **競争的資金** **日本学術振興会科学研究費**や厚生労働省科学研究費など
科研費のルールが定められ、科研費ハンドブックにルールが記載されています。
経費の合算については制限があります。
国民の税金を使用しています。**研究計画に沿った使用**を行い、自由に使える費用では決してありません。
学内や配分機関の規程規則に従い、使用を行ってください。
- ② **民間企業との研究契約** **受託研究費**や**共同研究費**等
契約書に記載している内容に従ってください。また、相手方の事務処理要領等を守る必要があります。
官公庁や独立行政法人等は**税金**から、企業は企業の収益により契約をしています。自由に使える費用ではありません。学内や配分元の規程規則に従い、使用を行ってください。
- ③ **本学独自の研究費** **個人研究費**
研究費の執行については、研究計画に沿って執行してください。
本学の運営の半分は県の**税金**で賄われています。学内の規程に従い、使用を行ってください。

(5) 大学の管理責任の明確化

- 国のガイドラインの改訂により、不正をした研究者個人だけでなく、大学の管理責任が問われることになりました。



(6) 研究費の不正使用についての措置

研究費を不正に使用した研究者に対し、九州歯科大学および配分機関は措置を講じます。

九州歯科大学の措置

氏名や不正の内容を公表

- ・調査結果の公表

法的責任の追及

- ・刑事訴訟や民事訴訟

人事処分

- ・就業規則等に基づく懲戒解雇、停職、減給等の懲戒処分、訓告・嚴重注意等の措置

配分機関の措置 (文科省など国の機関)

配分機関からの措置

- ・研究費の取り消し、返還
- 研究申請、参加資格の制限
- ・私的な流用: 10年
 - ・私的流用以外: 1~5年
 - ・善管注意義務違反: 2年

4 コンプライアンス研修まとめ

- 税金の使途については社会的な説明責任が生じる。
 - 「研究費」は自由に使用できる資金ではない
- 税務調査、企業の倒産等の外的要因や内部監査の実施。
 - 研究費の不正使用は発覚する
- 不正に対する厳罰化。
 - 懲戒処分、機関の責任、研究費の返還、研究者人生の終焉